

「奈良県新型インフルエンザ対策行動計画」 の概要について

健康増進課

背景

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行（パンデミック）を引き起こしてきている。

近年では、東南アジア等において、高病原性鳥インフルエンザがヒトに感染し、死亡例が報告されている。また昨今では、ヨーロッパで高病原性インフルエンザの発生が報告されるなど、その拡大が見られる状況であり、突然変異によるヒトからヒトへ感染する新型インフルエンザの発生の危険性が高まっている。

このため、厚生労働省が策定した「新型インフルエンザ対策行動計画」に準じて、「奈良県新型インフルエンザ対策行動計画」を策定し、迅速かつ確実な対策を講じるものとする。

概要

1 流行規模の推計

厚生労働省の推計値をもとに人口比換算から厚生労働省試算値の1.1%が奈良県推定値として試算した推計は次のとおりである。

なお、推計値には、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響（効果）、現在の衛生状況等については考慮していない。

罹患者数(県人口の25%と想定)	36万人
患者数	143,000人～275,000人 (中間値187,000人)
入院患者数	中等度 5,800人 重度 22,000人
死亡者数	中等度 1,900人 重度 7,000人
1日最大入院患者数	1,140人

パンデミック-中等度：アジアインフルエンザ（致死率：0.53%）想定（昭和32年）

パンデミック-重度：スペインインフルエンザ（致死率：2%）想定（大正7年）

2 新型インフルエンザ対策の推進体制

県一体となった取組を推進するため、「奈良県新型インフルエンザ対策本部」（本部長：知事）を設置し、県民・市町村・関係機関等の協力の下に総合的な対策を推進する。

3 行動計画

厚生労働省が示した分類（状況に応じて6つフェーズに分類し、国内で新型インフルエンザが発生していない場合（A）、又は発生した場合（B））毎に「計画と連携」「サーベイランス」「予防と封じ込め」「医療」「情報提供・共有」の5分野にわたって講ずべき具体的な対策を策定した。

* フェーズ1、フェーズ2（トリートリ）

トリインフルエンザウイルスのヒトへの感染が見られない。

* フェーズ3（トリートリ）

トリインフルエンザウイルスのヒトへの感染が見られるが、ヒトーヒト感染による拡大は見られない。或いは、非常にまれな感染が見られる（家族内など密接な接触者）。

* フェーズ4、フェーズ5（ヒトーヒト）

ヒトーヒト感染が見られるが、限定された集団（クラスター）内の発生にとどまっている。

* フェーズ6（パンデミック）

一般のヒト社会の中で感染が増加し、持続している。

厚生労働省によると、日本の状況は17年11月14日現在、フェーズ3の国内非発生（フェーズ3A）の段階である。

4 行動計画の主な内容

フェーズ1

- ・「鳥インフルエンザ等に関する連絡会議」による認識の共有
- ・感染症サーベイランスの充実

フェーズ2A

- ・異常家きんの早期発見・通報の徹底
- ・農場における衛生管理の徹底

フェーズ2B

- ・「奈良県高病原性鳥インフルエンザ防疫対策本部」の設置（県内・近府県で発生時）
- ・感染家きんの防疫措置、感染拡大の防止措置
- ・農場の従業者・防疫従事者への感染防護

フェーズ3A

- ・「奈良県新型インフルエンザ対策本部」の設置
- ・「奈良県新型インフルエンザ対策行動計画」の策定
- ・厚生労働省の要請により、抗インフルエンザ薬の確保すべき量の決定及び備蓄の開始
- ・県内飼育家きんの高病原性鳥インフルエンザの発生防止対策の徹底、農場の従業員等に対する感染防護への支援・要請

フェーズ3B

- ・高病原性鳥インフルエンザのヒトへの感染による積極的疫学調査の実施
- ・県、保健所に相談窓口の設置

フェーズ 4 A・5 A・6 A

- ・クラスターサーベイランス・症候群サーベイランスの開始
- ・新型インフルエンザ疑い患者は、県立病院において外来診療、医大附属病院及び奈良医療センターにおいて入院診療を行う
- ・県、保健所に相談窓口の設置

フェーズ 4 B・5 B

- ・知事によるヒトーヒト感染発生を宣言し、対策強化を表明
- ・新型インフルエンザ患者は県立病院において外来診療、医大附属病院及び奈良医療センターにおいて入院診療を行う
- ・新型インフルエンザ疑い患者の接触者に対し外出自粛要請
- ・発生地域における大規模集会・興行活動の自粛勧告
- ・関係学校・通所施設等への臨時休業の要請
- ・発生地域の従業員・住民・入所者等へマスク着用・うがい・手洗い・の勧奨
- ・新型インフルエンザ様症状の従業員等への出勤停止・受診勧告
- ・患者を診察した医療従事者・患者と濃厚接触があった社会機能維持者へ予防投与
- ・プロトタイプワクチンの医療従事者・社会機能維持者への接種
- ・パンデミックワクチンの希望者への接種

フェーズ 6 B

- ・知事による非常事態宣言
- ・入院措置の中止
- ・全医療機関による診断・治療の実施
- ・重症患者に対する入院治療
- ・新型インフルエンザ疑い患者へは、48時間以内に抗インフルエンザ薬による治療
- ・病床不足の場合は、医療機関以外の大型施設への入院対応の要請
死亡者が増加した場合は、一時的遺体安置所の活用要請

4 医療体制等について

新型インフルエンザ患者(疑い含む)の診療体制

別紙のとおり

抗インフルエンザウイルス薬の備蓄

厚生労働省の備蓄要請により、平成18年度・19年度において合計11万8千人分の抗インフルエンザウイルス薬(商品名:タミフル)を備蓄する。

5 その他

第一種感染症指定医療機関

奈良県立医科大学付属病院(2床)

陰圧病床保有医療機関

(独)国立病院機構 奈良医療センター(14床)